

## 特定個人情報保護評価書修正の概要

### 1 住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価の再実施

本市では、住民基本台帳事務で利用する住民記録システムについて、庁内サーバから令和7年（2025年）1月に国の選定するクラウド環境（※）及びシステムベンダの提供するクラウド環境への移行を行う予定です。クラウド環境への移行により、データ保存場所等に変更が生じることから、マイナンバーを含む特定個人情報の取扱いに係るリスク分析や対策措置を示した特定個人情報保護評価の再実施を行うものです。

※クラウド環境とは

一般的にインターネット等を介して外部のサービスを利用し、社内のシステムなどを運用するシステム環境のことを指します。今回利用する政府のクラウドサービスは「ガバメントクラウド」と称されており、本市とガバメントクラウド、本市とベンダクラウドを専用回線で接続することで、セキュリティの担保されたシステムの運用を実現します。

### 2 特定個人情報保護評価の再実施スケジュール

時期	内容
令和6年（2024年）1月4日～同年2月5日	市民意見の募集
令和6年（2024年）3月	吹田市個人情報保護審議会による第三者点検の実施
令和6年（2024年）4月（予定）	個人情報保護委員会へ評価書を提出し公表

### 3 特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務全項目）の内容

市民意見を求める評価書の構成は以下のとおりです。

#### （1）基本事項

特定個人情報保護評価の対象となる事務の名称及び内容、当該事務において使用するシステムの名称及び機能、当該事務において使用する特定個人情報ファイルの名称及び保有する必要性等について記載しています。

#### （2）特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルに記録される対象人数・記録される項目・使用者数、特定個人情報ファイルの委託の有無等、特定個人情報保護評価の対象となる事務において取扱う特定個人情報ファイルの概要を記載しています。

#### （3）特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報ファイルを取扱うプロセス（情報の入手、使用、委託、提供・移転、保管・消去）において想定されるリスクとその対策について記載しています。

#### （4）その他のリスク対策

（3）に記載するリスク対策以外のリスク対策（監査、職員に対する教育・啓発）に

ついて記載しています。

(5) 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・停止・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載しています。

(6) 評価実施手続き

市民意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載しています。

(7) 巻末 変更箇所

上記(1)～(6)の記載に変更があった場合は、変更日、変更前・変更後の記載内容等について一覧で記載しています。

4 今回の見直しにおける主な変更点

(1) 特定個人情報保護評価指針による重要な変更にあたる変更点

クラウド環境への移行に伴うリスク対策等の追加

住民記録システムのサーバ設置場所が庁内からクラウド環境へ移行することに伴い、特定個人情報を含むデータの保管場所が変更となります。データ保管場所の変更に際し、リスク対策として保管方法、消去方法等にクラウド環境の記載を追加しました。

(2) 特定個人情報保護評価指針による重要な変更にあたるが、当該リスクの低減となる変更点

取扱い委託の運用終了

遠隔地保管業務の委託終了に伴い、当該記述を削除しました。